

岩見沢市における公立学校情報機器整備に係る各種計画
【端末整備・更新計画】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	4,803 人	4,631 人	4,443 人	4,215 人	4,002 人
② 予備機を含む 整備上限台数	5,523 台	5,325 台	5,109 台	4,847 台	4,602 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	0 台	4,215 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	0 台	4,215 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新率	0%	0%	94.9%	100.0%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0 台	0 台	50 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	0 台	50 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0%	0%	1.2%	0%	0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

1 人 1 台端末は、学習者用・指導者用ともに令和 2 年度調達・運用を開始している。

令和 7 年度には耐用年数といわれる 5 年が経過することとなり、物理的故障（落下による画面破損）のほか、自然故障（バッテリー損耗・液晶画面の不具合など）が年々増加している状況であることから、令和 8 年度に更新を行う。

現在は、児童生徒数の減少によって発生した余剰機を代替として運用することで対応しているが、以下の理由により安定した運用のためには、令和 8 年度に予備機を含めた全台数の調達を行う必要がある。

- ・故障台数の増加により、余剰機の残数が減少していること
- ・OS のサポート切れにより、学習者用ツールの更新が困難になる可能性があること

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：5,345 台

○処分方法

- ・教職員等の指導者用端末や学習者用端末が故障した際の代替機として活用するほか、オンラインで授業配信を行う際の補助端末として再使用する。

また、故障等により再使用できない端末については、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、順次再資源化を図る。

○スケジュール（予定）

- ・令和 8 年度中 新規端末の納入次第、初期設定等を行い各校で使用開始
- ・令和 8 年度以降 小型家電リサイクル法の認定事業者又は端末メーカーへ再資源化を委託